

第 4 期対策を推進するために効果が期待される取組事例

～過疎化や高齢化による担い手不足等を補完するため、法人や組合等と連携・活用している事例～

1 三春町（^{よぎあし}過足集落協定）：生産組合による地産地消の推進と消費者との交流

(1) 取組に至る経緯

当地区は、養蚕の衰退や農業者の高齢化により耕作放棄地が増加したため、平成 12 年度から本制度を活用し、耕作放棄地の解消に取り組んだ。その後、桑畑の伐根等により集積した農地にブルーベリーを定植し、平成 14 年に「過足ブルーベリー生産組合」が設立された。

(2) 取組内容とその効果

【取組体制】

過足集落の協定農用地 78ha の内、約 1.7ha を過足ブルーベリー生産組合が管理しており、現在約 2,500 本のブルーベリーが定植されている。組合は、土地所有者等 7 戸の農家により組織され、販売、会計等は女性が担当し、商品開発に携わるなど重要な役割を担っている。また、維持管理作業の経費の一部を集落協定から拠出している。

【特徴的な取組】

平成 17 年からブルーベリーの摘み取り等、観光果樹園として一般に開放しており、地産地消の推進と消費者との交流を行っている。また、地元幼稚園の摘み取り体験受け入れのほか、町内会の研修なども行っている。

震災後は、原発事故による風評被害により、園地への来場者は平成 22 年度約 3 千人から平成 26 年度約 1.5 千人に減少したが、近年ブログを開設し情報発信を積極的に行っている。

(3) 今後の課題

集落内農業者の高齢化の進行が著しく、担い手の育成・確保が課題である。今後、生産組合の法人化、6 次産業化への取組を推進していく。



2 鮫川村（塚本集落協定）：法人との利用権設定と作業受託による農地集約

(1) 取組に至る経緯

当地区は水稻主体の農村集落であり、集落人口の減少や小学校の廃校等により地域の将来が懸念され、農地も山間に点在しているため、平成 12 年度から非農家も含めた地域ぐるみで本制度に取り組んできた。

その後、平成 14 年度に協定参加農家が稲作と農作業受託を主体とした「(有)鮫川アグリサービス」を設立し、地区内の受託作業と利用権設定による農地の集約化を展開してきた。

(2) 取組内容とその効果

(有)鮫川アグリサービスは、協定地区内の農用地の受け手として利用集積を図り、その規模は年々拡大し、現在協定農用地の約 2 割となっている（平成 22 年 1.5ha→平成 26 年:4.0ha）。

また、稲作の作業受託を 4.5ha（収穫調製）行っており、集落内の安定的な営農に寄与している。近年は飼料用米の生産が拡大している（平成 26 年は 4ha）。

(3) 今後の課題

規模拡大のため、畜産農家と連携した稲わらと堆肥の交換による土づくりの推進の他、水稻の新規需要米への対応、飼料作物の生産など新規作物の導入等を検討する。また、農地中間管理事業の活用による農用地利用集積を検討する。



3 猪苗代町（^{みね}美祢集落協定）：法人を主体とした経営展開による所得の向上

(1) 取組に至る経緯

平成 12 年度から集落協定に取り組んでいるが、高齢化や過疎化等により集落の周囲に働く場所が無く、衰退する集落の力や生活基盤に危機感を覚え、平成 20 年に集落営農組織、平成 25 年に農事組合法人「結乃村農楽団」を設立して集落の農業・農地を守る体制を整えた。

(2) 取組内容とその効果

【取組体制】

（農）結乃村農楽団が、随時、協定農用地内離農者の農用地に利用権設定を行い、水稻、蕎麦、アスパラガスの生産を集約し、農用地の利用集積は、平成 22 年 3ha から平成 26 年には 7ha に拡大した。

【共同取組活動】

農道・水路の管理、子供会や青年会等と連携した「蛍の舞う里」事業の実施、米等農産物等の販路拡大のための都市部との連携を実施。

【加工・直売の取組】

集落全体の協力体制によって高まった気運や活力、労働力を活用しながら、地元産の米や蕎麦、野菜等を原料とした「農家レストラン」を立ち上げ、生蕎麦（麺）等の製造にも取り組み、

レストラン内の直売コーナーで販売し、年々販売を拡大して所得の向上に寄与している。

(3) 今後の課題

集落の基盤整備を確立するため、住みやすい集落、住んでみたくなるような集落への取り組みを積極的に行い、農業の未来を担う人材の育成やIターンやUターンなどを人材の確保を行っていく。

また、新たな加工品目の開発や体験農業型のグリーンツーリズム、都市農村交流活動などの体験メニューを開発する。



4 いわき市（^{ひざわ}火沢集落協定）：法人への農作業委託による農地の安定的な維持管理

(1) 取組に至る経緯

本地区は水稲主体の地域で、集落人口の減少や農業従事者の高齢化等により農業生産活動の維持が困難であるため、本制度を活用した農作業の共同化に取り組むこととなり、農業生産法人「ファーム永井」を活用して、農作業を委託することで安定的な農用地の維持を図っている。

(2) 取組内容とその効果

農業生産法人「ファーム永井」は、協定農用地の8割以上の農作業受委託を行い、水稲、大豆の生産を法人に集約することで、集落内農用地の安定的な維持管理を図っている。

